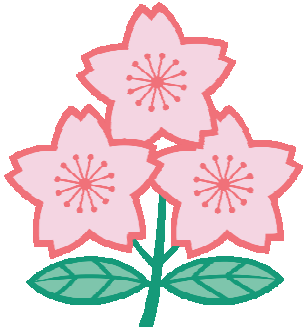


羽田博樹税理士事務所通信



(はたひろき)

令和4年4月号 vol.90



今年も桜の季節になりました。この通信を書いている今、舞鶴公園の桜は満開のときを迎えているようです。
4月初め、約2年半ぶりの信州帰省を予定しています。いつになったら動いていいのか迷っていたのですが、事前にPCR検査を受けた上で帰省をしようと思っています。
2泊3日と短い滞在ということもあり、実家でのんびり過ごし、お庭で鹿肉バーベキューでもしようかと企んでいます。

”走る税理士”が教える今月の税務・会計・法務マメ知識



ロシアのウクライナ侵攻を受け、街では寄附金を募る各種団体を目にします。多くの犠牲者、避難民が出ており心が痛みます。今回は、ウクライナ関連の寄附について書いてみました。

”税制上の寄附金控除が受けられるかどうかは寄附した団体先で異なります”

ロシアのウクライナ侵攻後、在日ウクライナ大使館が2月25日に寄附の専用口座を開設し、その寄附額は、3月7日時点で約40億円に達しているようです。他の団体も積極的に寄附を募っているなか、ウクライナへの寄附で寄附金控除が受けられるか否かは、寄附した団体先で異なります。

寄附金控除の対象は、その寄附が「特定寄附金」に該当する場合には限られます。具体的には、国や地方公共団体、財務大臣の指定を受けた公益社団法人等、認定NPO法人等が該当します。主な団体は以下のとおりです。
「日本ユニセフ協会、国連WFP、国連UNHCR協会、日本赤十字社、国境なき医師団、セーブ・ザ・チルドレンなど」

ウクライナ大使館への寄附の場合は、国に諸外国は含まれないため、寄附金控除の対象外にはなります。

各種団体が専用口座を設けているのでネット検索されてみてください。
私もいくつかの団体を通じて寄附をさせてもらいました。一刻も早く戦争が終わって欲しいものです。

「今月の本の紹介」

「黄金の刻 小説 服部金太郎」
(楡 周平 著・集英社)

日本が誇る時計メーカー「セイコー」創業者の物語です。たった一人で起こした小さな時計修理屋さんから、一代で世界への時計メーカーへ躍進していく姿には、ものづくり日本の魂が感じられます。

二度の大きな火災で店舗も工場も失う災難に会いながらも、それをチャンスととらえ事業を拡大していく生き様は、今のコロナ禍の中で私たちの未来へのヒントになる部分があるように思いました。

「気まぐれ簡単レシピ」

<ブロッコリーの豆乳グラタン>

- ・ブロッコリー 1株 →食べやすい大きさにカット
- ・無調整豆乳 150cc
- ・くず粉又は片栗粉 大1、バター10g、塩 適量
- ・チーズ 適量

- ①ブロッコリーを多めの塩を入れたお湯で茹でる。
- ②豆乳を火にかけ、片栗粉を入れてとろみをつける。
- ③とろみがついたら火を止めてバターを入れ、塩で味付け。
- ④ブロッコリーをお皿に並べ、豆乳ソースをかける
- ⑤チーズを散らして、トースターで焦げ目が付くまで焼き上げる。

【調理師ハタモン】

(連絡先)

TEL 092-791-4296 E-MAIL hata-tax@tkcnf.or.jp
FAX 092-791-4298
〒810-0074 福岡市中央区大手門3-5-10第2井原ビル301号

羽田博樹税理士事務所